
7. 対応方針（案）

○検証対象ダムの総合的な評価

検証対象ダムの総合的な評価を以下に示す。

- ・洪水調節について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案を明確に得られず、有利な案は「河道掘削案」と「利賀ダム案」であった。
- ・新規利水について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「利賀ダム案」である。
- ・流水の正常な機能の維持について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「利賀ダム案」であった。
- ・洪水調節、新規利水及び流水の正常な機能の維持の3つの目的を総合した評価において、最も有利な案は「利賀ダム案」である。

○パブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者からの御意見

パブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者からの意見聴取を行い、さまざまな観点から幅広い御意見をいただいた。これらの御意見を踏まえ、本報告書（素案）の修正等を行った。

○関係地方公共団体の長からの御意見

関係地方公共団体の長に対して意見聴取を行い、「利賀ダム建設事業について継続することが妥当とした「利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」については、異議はありません。」との意見をいただいた。

○関係利水者からの御意見

関係利水者に対して意見聴取を行い、「利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案については、意見はありません。」との意見をいただいた。

○事業の投資効果（費用対効果分析）

洪水調節については、「治水経済調査マニュアル(案)(平成17年4月 国土交通省河川局)」に基づき、また、流水の正常な機能の維持については、代替法にて算定を行い、利賀ダムの費用対効果分析を行った結果、全体事業におけるB/Cは1.5で、残事業のB/Cは2.5であることから、事業の投資効果を確認した。

○事業評価監視委員会からの御意見

事業評価監視委員会に対して意見聴取を行い、『事業評価監視委員会は、審議の結果、北陸地方整備局による「利賀ダム建設事業」の再評価が、当委員会に提出された資料・説明の範囲において適切に進められていることを確認し、よって利賀ダム建設事業を「継続」とした対応方針（原案）は妥当であると考え。』との意見をいただいた。

○対応方針（案）

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、利賀ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる。